

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年2月24日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会 長 森 友 信

1 指示の内容

殻長3センチメートル以下のあさは、採捕してはならない。

ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合又は山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第48条第1項の許可（同規則第36条第1項に規定するあさに係るものに限る。）を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 適用海域

山口県瀬戸内海海区

3 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで